

令和7年1月15日

こども支援部会

他(多)機関との連携について ～障害者基幹相談支援センターの役割～

岡山市障害者基幹相談支援センター

副センター長 平松 啓生

(主任相談支援専門員)



岡山市障害者基幹相談支援センター

令和3年6月1日開所

＜設置の趣旨＞

「障害者相談の司令塔として、総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者への指導・助言及び研修を実施し、相談支援事業者の資質向上を図るとともに、障害者虐待防止センター事業と医療的ケア児等総合支援事業を合わせて委託し、障害者の相談支援体制の強化を図ることを目的とする。」

＜事業所所在地＞ 岡山県岡山市北区平田407番地



岡山市障害者基幹相談支援センター

＜運営法人と担当者＞

基幹相談支援センターの運営は

「岡山市障害者基幹相談支援センター共同運営事業体」
が行います。

事業体は4つの社会福祉法人で構成されています。

(旭川荘、泉学園、浦安荘、岡山市手をつなぐ育成会)



岡山市障害者基幹相談支援センター

＜運営法人と担当者＞

各法人から職員が派遣され業務にあたります。

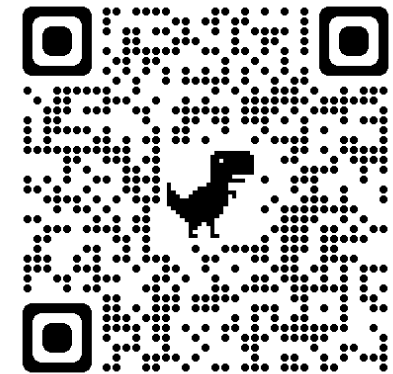
- ・主任相談支援専門員（スーパーバイザー） 4名
- ・専門職員（権利擁護・虐待防止センター） 4名

嘱託職員として医師（小児科・精神科）、弁護士を配置し、専門的な指導・助言を受ける体制を整備しています。

基幹相談支援センターに関する情報

ホームページ

<https://sites.google.com/view/okayamakikan/>



QRコード：基幹センターの
ホームページにジャンプします

所在地：岡山市北区平田407番地

連絡先：086-259-5301（基幹センター） 086-259-5303（虐待防止センター）

障害を持つ方やその家族の方等が、安心して暮らせる地域を目指します

総合相談・専門相談

身体障害・知的障害・精神障害などの総合的な相談をします。医療的ケア児等コーディネーター等を配置し、医療と福祉の連携が必要な専門的な相談を行います。

権利擁護・虐待防止

障害者の権利擁護・虐待防止センターとして、普及啓発から通報受付、相談支援まで行います。

地域移行・地域定着

入所施設や精神科病院と連携し、退院支援等を行います。

岡山市障害者 基幹相談支援センター

～障害者相談支援の拠点～



専門的助言・人材育成

相談支援事業所が抱える課題・支援方法など一緒に考え、専門的な助言や支援するとともに、研修会を開催し資質向上を図ります。

地域の支援体制づくり

障害者自立支援協議会の運営し連携強化するとともに、他分野関係機関と連携し、地域サポート体制づくりを行います。

一般・特定
相談支援
事業所

福祉サービス
事業所

関係行政
機関

福祉事務所・
保健センター

医療機関
入所施設

保育所・
学校等

地域包括
支援センター

自立支援
協議会

発達障害者
支援センター



総合相談・専門相談

主任相談支援専門員・医療的ケア児等コーディネーター等を配置し、総合的な相談を行います。

センターにはスーパーバイザー(主任相談支援専門員4名)が配置されており、総合的、専門的な相談支援の実施、事業所等への助言、指導、連携を行います。



地域移行・地域定着

入所施設や精神科病院と連携し、退所・退院支援に向けた地域づくりを行います。

地域移行支援WGの協力などを通じ、障害のある人が地域で暮らす、暮らしつつづけるための体制づくりを行います。



地域の支援体制づくり

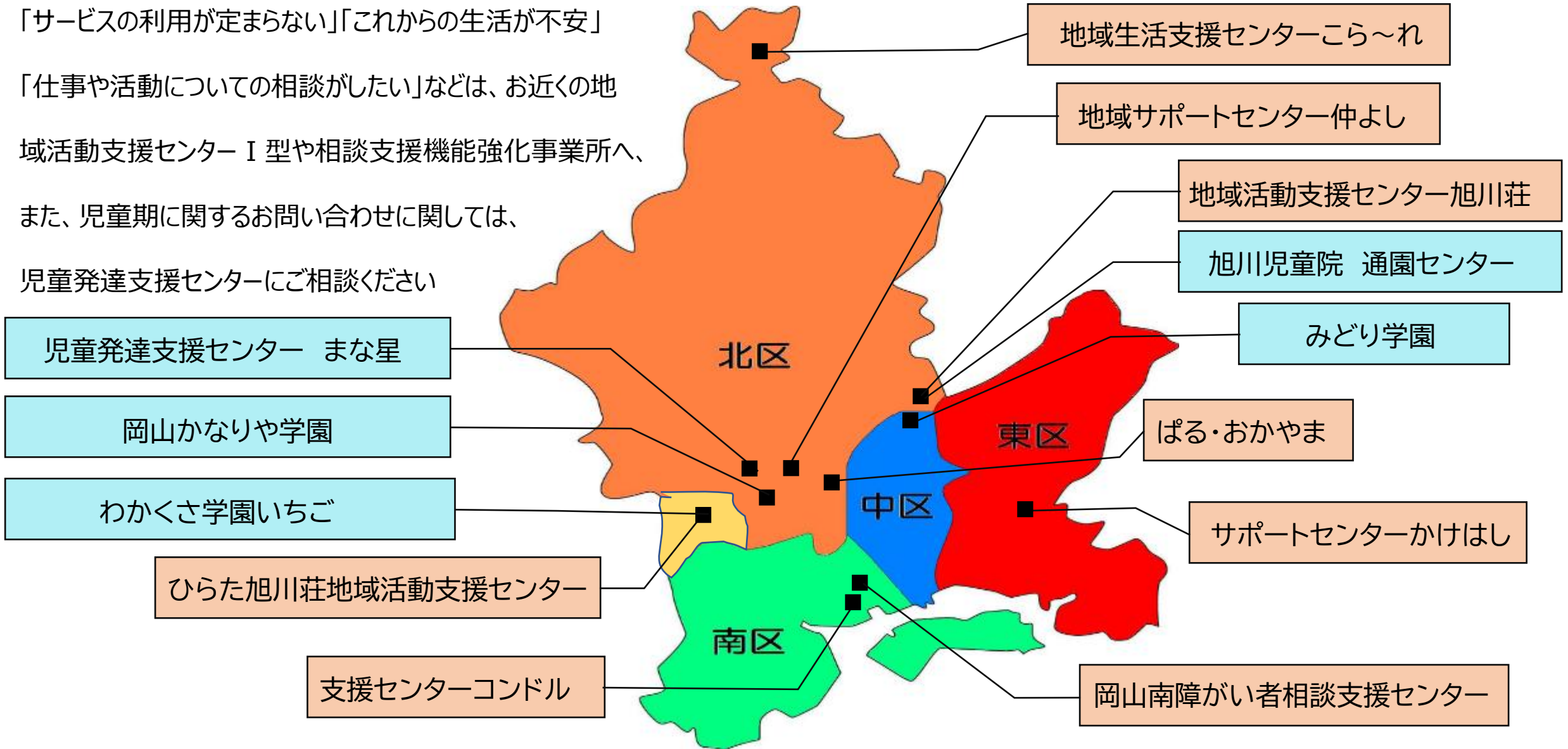
- ・他分野の関係機関と連携し、障害のある人の地域生活を支えるための体制づくりを行います。
- ・医療的ケア児支援の検討と関係機関との連携を強化します。

障害者自立支援協議会を運営し、各専門部会との連携を強化するとともに、他分野の関係機関とも連携します。

市内の地域活動支援センター I 型・相談支援機能強化事業所 児童発達支援センター Map

(令和4年4月～)

「サービスの利用が定まらない」「これからの生活が不安」
「仕事や活動についての相談がしたい」などは、お近くの地
域活動支援センター I 型や相談支援機能強化事業所へ、
また、児童期に関するお問い合わせに関しては、
児童発達支援センターにご相談ください



児童発達支援センター まな星

岡山かなりや学園

わかくさ学園いちご

ひらた旭川荘地域活動支援センター

支援センターコンドル

地域生活支援センターこら〜れ

地域サポートセンター仲よし

地域活動支援センター旭川荘

旭川児童院 通園センター

みどり学園

ぱる・おかやま

サポートセンターかけはし

岡山南障がい者相談支援センター

自立支援協議会や地域部会等の専門部会と協働し、岡山市における重層的な相談支援体制の整備

重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

岡山市障害者基幹相談支援センター

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

相談支援機能強化事業所

東部：旭川荘、ぱる・おかやま、かけはし
南西：ひらた旭川荘、コンドル、岡山南障がい
中央・北：こら〜れ、仲よし

児童発達支援センター
児童院通園センター
みどり学園
かなりや学園
わかくさ学園
まな星

地域生活支援拠点

旭川荘、泉学園、市育成会(仲よし)

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

計画相談支援、障害児相談支援

岡山市・岡山市障害者施策推進協議会

●施策化 ●計画化

岡山市障害者自立支援協議会

構成図

障害のある人・家族・市民等からの相談

個別支援会議 など

全体会

開催：2回/年 +α
参加機関：設置要綱に定める団体
内容：○施策の協議・検討 ○地域の実態と課題の把握 ○情報発信 他

岡山市障害者 基幹相談支援センター

運営

障害者プラン・障害福祉計画策定 WG

運営会議

開催：1回/2ヵ月
参加機関：会長、副会長、部会代表、相談支援機能強化事業所、行政機関 等
内容：協議会活動の報告、企画、調整、課題提起 他

医療的ケア児支援 WG

報告・提案

地域部会

開催：各地域に応じて

相談援助から見た地域の状況や課題を把握し、解決するための方法を検討する。

◎中央・北 ◎東部 ◎南西

広報部会

開催：1回/月

岡山市の障害福祉に関する情報を広報し、岡山市民が相談の場や利用できるサービスを知るきっかけを作る。



福祉サービス部会

開催：1回/月

岡山市の各地域の課題から福祉サービスの実態を把握し、福祉サービスをより良いものにするための調査・報告・提案を行う。

就労支援部会

開催：1回/月

障害者の就労支援機関での情報交換。有機的に連携、事案類型に応じた支援体制の構築を目指す。

専門部会：地域ニーズを抽出し、関係者が召集し各課題を検討する場

障害のある子どもを取り巻く関係機関での情報交換。また、保護者や関係者への情報発信を行う。

こども支援部会

開催：1回/2ヵ月

学校間(市と県、小・中・高)の連携、および教育と福祉の連携を深めると共に、地域ごとに児童・生徒を支えていくための仕組みづくりを行う。

教育部会

開催：1回/2ヵ月

精神障害者の地域における生活支援体制づくりを推進するために必要な提言を行う。

精神保健福祉部会

開催：1回/2ヵ月

相談支援専門員と行政で構成され、計画相談支援・障害児相談支援の質向上に向けたスキルアップを図る取り組み、相談支援の体制等に関する検討等を行う。

相談支援部会

開催：1回/月

協議会事務局として運営に携わります
各専門部会等にも関わります。



専門的助言・人材育成

相談支援事業所が抱える課題に対して専門的な助言を行います。

研修会等を開催し資質の向上を図ります。

- ・相談支援従事者研修(初任・現任)のインターバル実習や相談支援OJT研修、計画相談研修等を通じて人材育成の企画、協力をします。
- ・グループスーパービジョン(GSV)や事例検討などの専門的技法により相談支援専門員のバックアップを行います。



権利擁護・虐待防止

障害者の権利擁護・虐待防止センターとして、普及啓発から通報受付、相談支援まで行います。あわせて成年後見制度の利用支援等も行います。

- ・相談支援事業所などを対象に成年後見に関する研修会、虐待防止のための研修会等を開催します。
- ・障害者虐待やそれに類する通報の受付等を行います。

相談支援専門員とは？

障害のある人やその家族などからの相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、障害福祉サービスなどを利用するための計画（サービス利用計画・障害児支援利用計画）を作成します

本人を中心に、関係する支援機関が集まる話し合いの場（担当者会議）の開催や、障害福祉サービスの利用状況の確認、家庭への訪問などを通じ、障害のある人が、その人らしくあるためにその暮らしを実現するために、どのような手立てがあるかを、チームで考えます

サービス等利用計画とセルフプランのちがいは？

「サービス等利用計画」には2つの作成方法がある

- ①指定特定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の相談支援専門員が作成する
- ②利用者（や保護者など）が作成（セルフプラン）する

※提出が必要なとき：新規サービス利用時、サービス更新時、サービス内容変更時
（障害福祉サービス等を利用する際は、作成した計画の提出が必須）

計画に盛り込むポイント

- ・生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化する
- ・適切なサービス利用と効果的な問題解決につなぐ
- ・利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスを記載

計画作成の目的

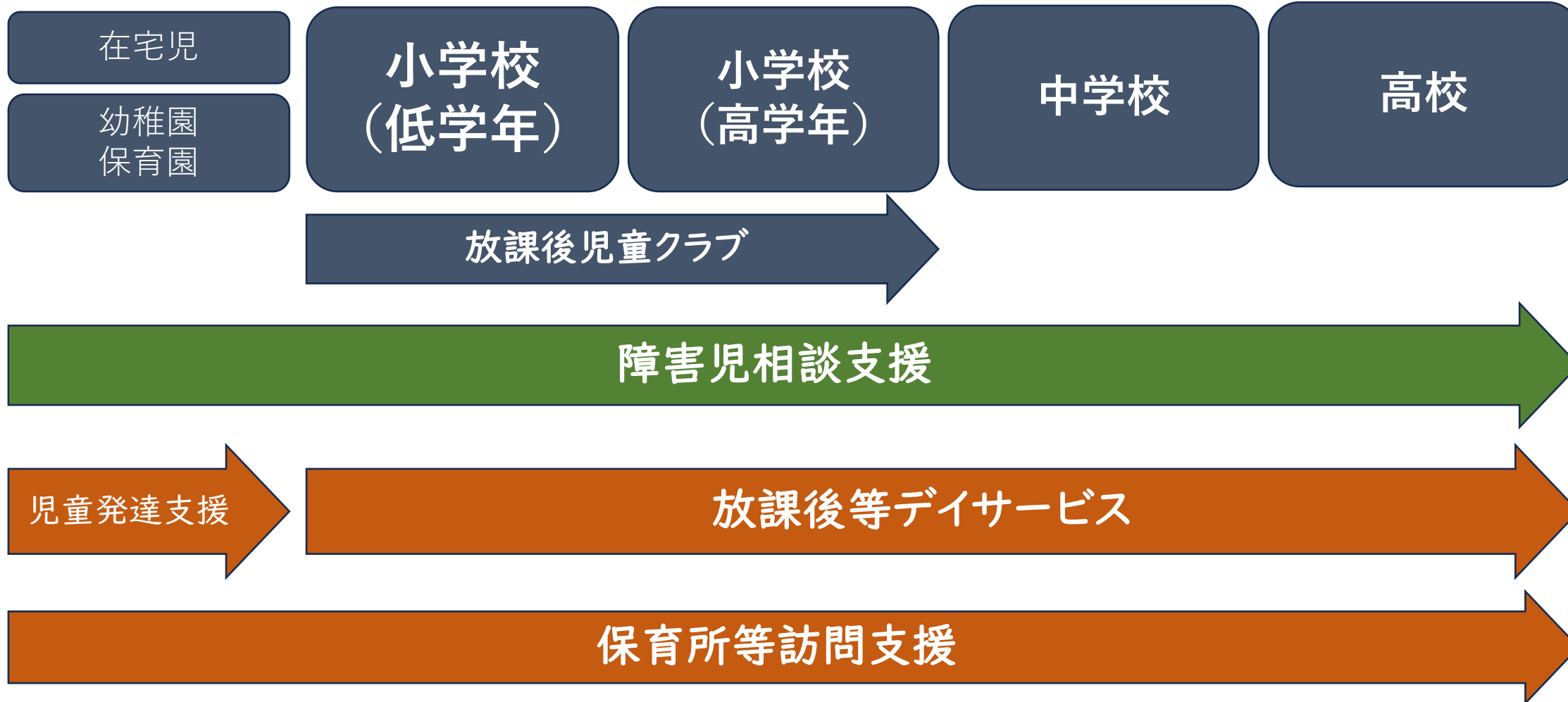
障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）の生活を支えるため

計画作成者の違いはあるが、計画の目的や視点は同じ

個別支援計画の作成における基礎部分である点も同じ

障害児支援について

学校以外の社会資源を利用している児童がいて、各分野の連携を必要としています



障害児支援について (障害児が利用するサービスの名称と支援の内容)

障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います

児童発達支援

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する

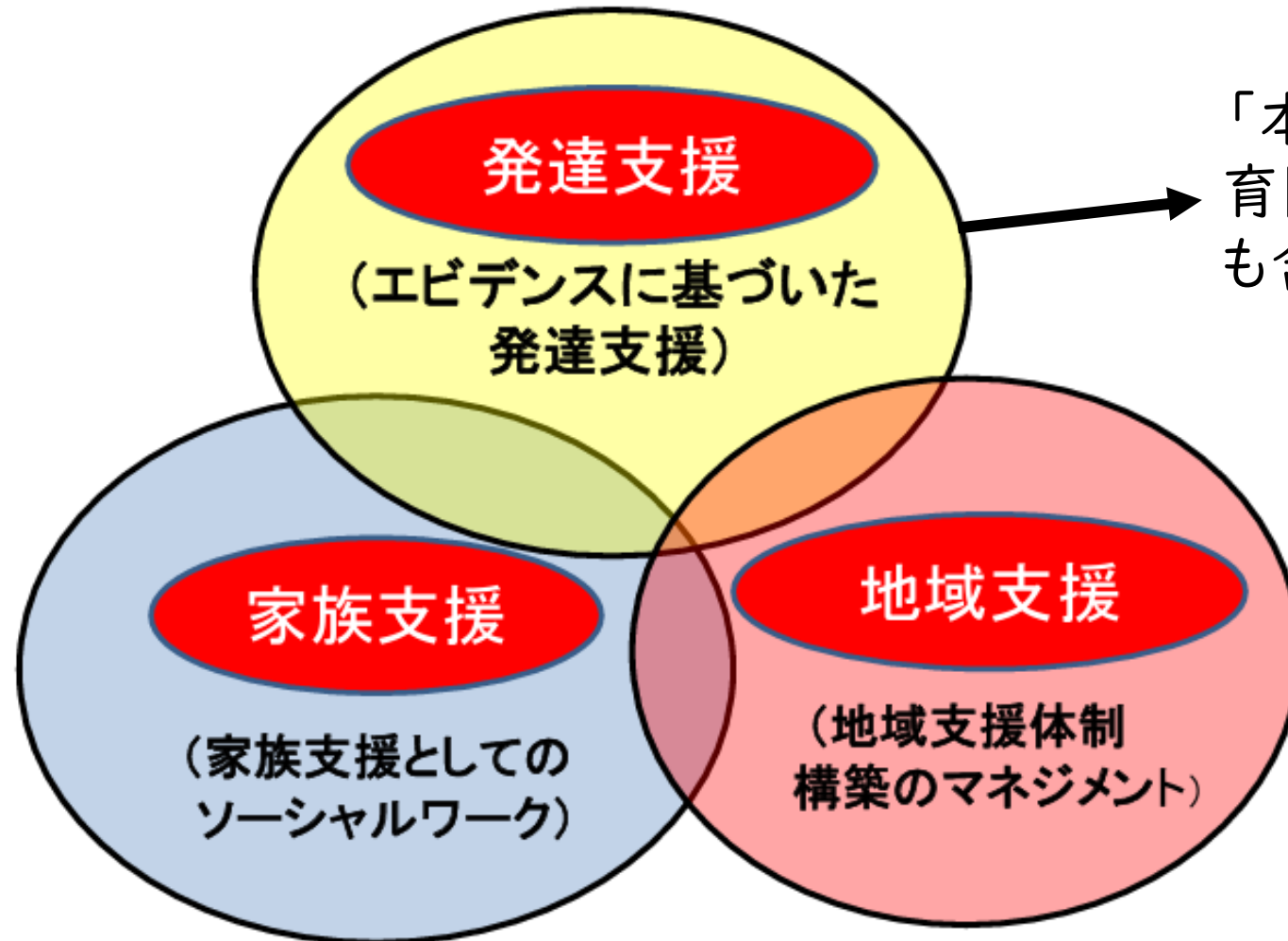
放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う

保育所等訪問支援

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う

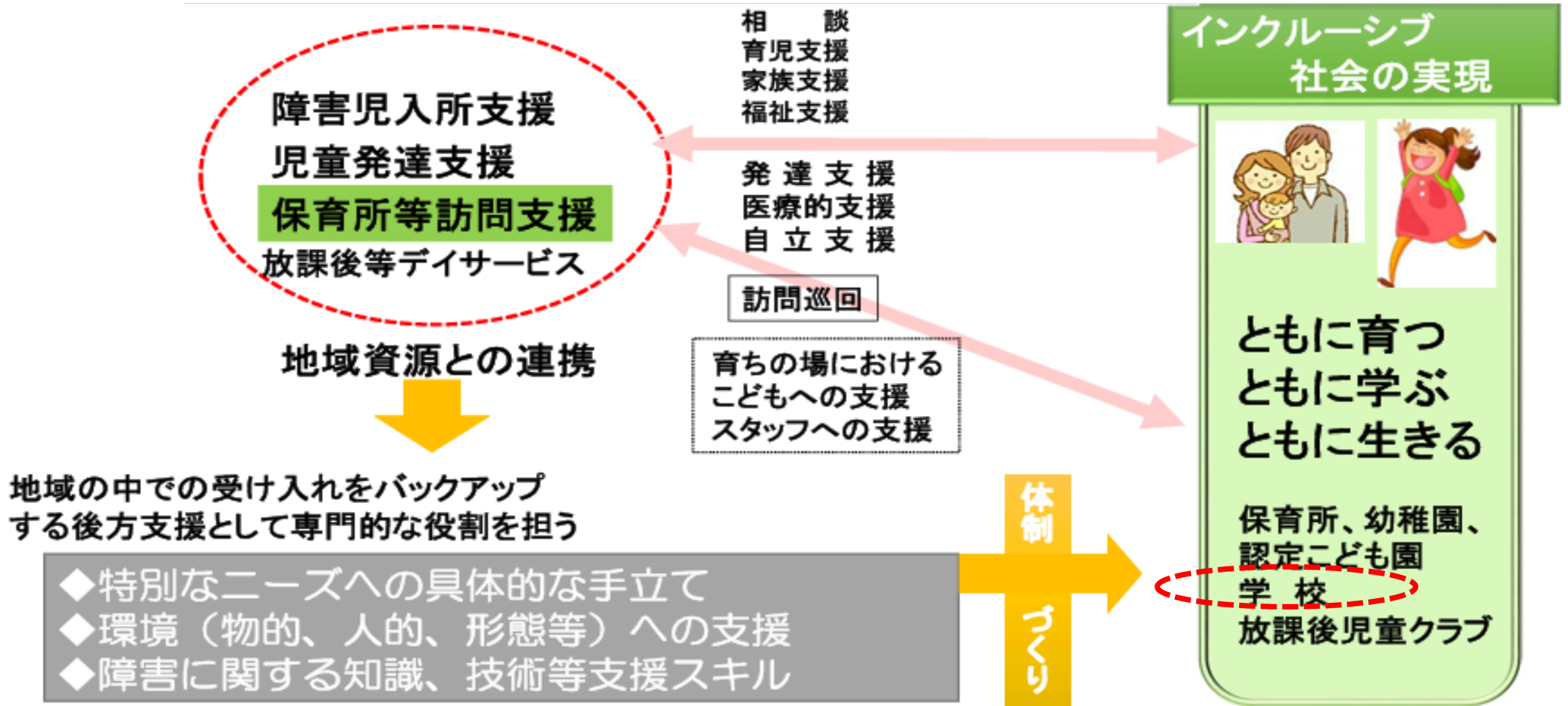
障害児支援について



「本人支援」に加え、一般的な保育園や小学校等への「移行支援」も含まれる

- ・就学前から就学期へ
- ・小学校から中学、高校へ
- ・就学期から成人期へ

障害児支援について



家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。



今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

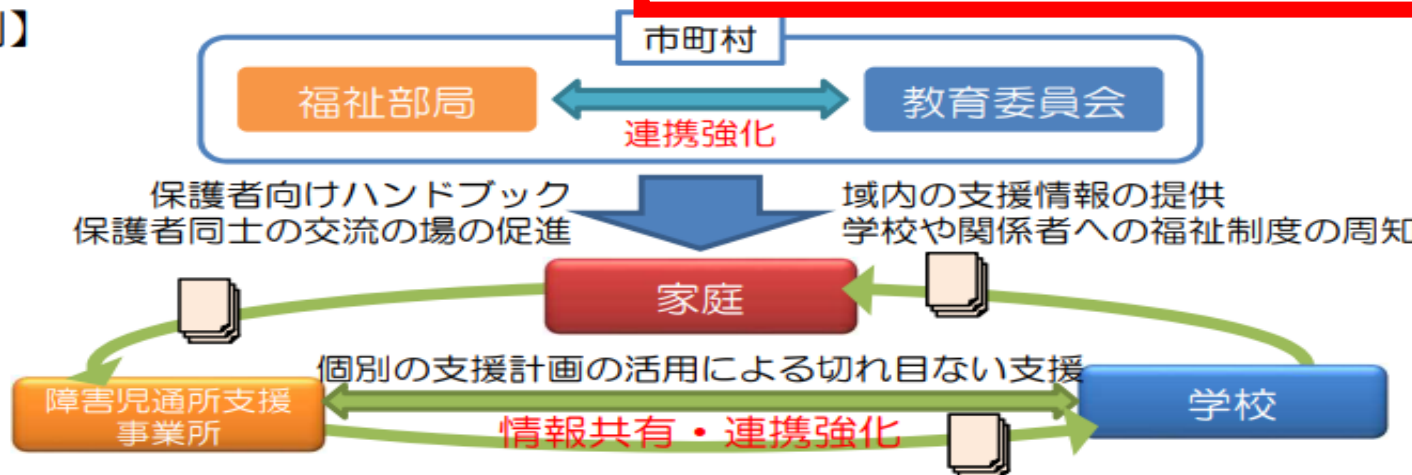
2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

多機関連携の事例 Aさん 男性 11歳(小学5年生)

<Aさんについて>

自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症

小学校は支援学級(情緒学級)に在籍

放課後等デイサービスは週2日(月木)利用し、個別活動、集団活動のプログラムに参加

<家族構成>

Aさん、母親(自閉スペクトラム症)、姉(18歳)、弟(9歳)の4人家族

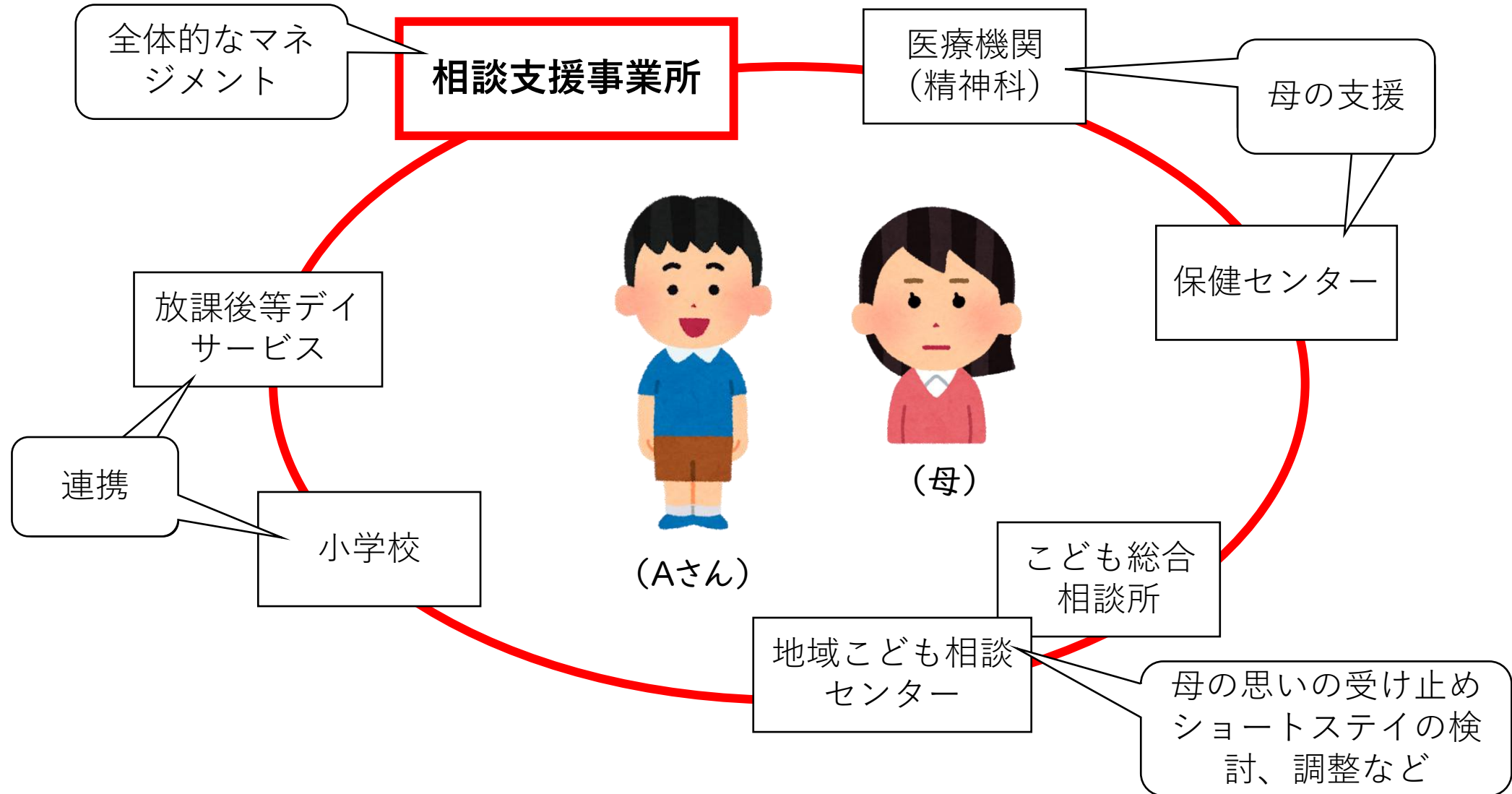
<母からの相談内容>

生活リズムが整わず、夜遅くまで起きていて、朝起きられない。ご飯も偏食が多くて好きなものしか食べない。言うことを聞かなくて困っている。叱るとパニックとなり手がつけられない。このままでは限界を迎えてしまう。一緒に考えてほしい。

Aさんには、小学校入学時から相談支援専門員が関わっています

多機関連携の事例

Aさん に関わる支援機関 (イメージ)



母からの依頼により、相談支援専門員が学校および放課後等デイサービスへ連絡

児童の様子について確認したところ、

- ・場面の切り替えが苦手で一度の指示が通りにくい
- ・予定の説明をしているときに、合いの手を入れたり、他児にちょっかいを出したりする
- ・他児との交流はあるが、ルールの理解が難しい
- ・順番が待てない、勝ちにこだわる等があり、グループから外れることもある
- ・教員、支援員は児童の要求を受容しつつ対応するが、個別対応の限界も感じている

等の状況が把握できました

相談支援専門員はこれらの情報をもとに、児童が混乱なく毎日を過ごせることを目的として学校、放課後等デイサービス、関係機関とともに会議を開催することとしました

会議は相談支援専門員が進行し、学校、放課後等デイサービスと情報を共有しました

本児に関する各機関が作成する支援計画

- ・小学校 「個別の教育支援計画」
- ・相談支援専門員 「障害児支援利用計画」
- ・放課後等デイサービス 「個別支援計画」

をもとに、それぞれがどのような視点で児童に関わっているかの確認も行いました

相談支援専門員からは、家庭、学校、放課後等デイサービスなど、本児が過ごす場所での合理的配慮の提供を行うことを目的として、定期的な会議開催の提案をしました



多
機
関
連
携

会議によって、本児や家族の情報共有や関わりの方角性が共有できます
多職種で関わることで、お互いの専門性を活かすことができます
特定の支援者に負担が偏ること、抱え込み防止に役立ちます

なぜ機関連携が必要なのか？

子どもたちの成長や学習には、放課後等デイサービスや児童発達支援だけでなく地域全体の支援が必要です

教育と福祉の連携は、子どもと家族にとって切れ目のない支援を実現するための方略です

具体的なメリットと課題

(1) メリット

- ・情報共有: 学校と福祉機関の連携で、子どもたちのニーズや課題について共有できる
- ・一貫した支援: 切れ目ない支援体制の整備で、子どもたちがスムーズに支援を受けられる
- ・保護者支援: 保護者への情報提供等を通じ、家庭と学校・福祉機関の連携を強化できる

(2) 課題

- ・管轄部署の違いによる情報共有の難しさへの対応
- ・学校と福祉機関の理解不足による連携の困難さへの対応

なぜ機関連携が必要なのか？

教育と福祉の連携における課題を解決するために、相談支援専門員の役割があります

- ◎ 教育と福祉、家庭、地域等との関わりを通じ、各領域のマネジメントを行います
- ◎ 本人支援、家族支援、地域支援、移行支援の視点で関わります
- ◎ 支援困難ケースにおいて、児童以外の家族へ関わることができます
- ◎ 学年が上がっても継続的に関わるため、支援の経過が引き継がれます
- ◎ 会議をおこなうことで、本児へのかかわり方の方向性が共有できます
- ◎ 多職種で関わることで、お互いの専門性を活かすことができます
- ◎ 特定の支援者に負担が偏ること、抱え込みを防ぎます



障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進へ

相談支援専門員につながるには？

- ①相談支援事業所に相談する 障害者のしおり P.41
- ②児童発達支援センターに相談する 障害者のしおり P.11
- ③相談支援機能強化事業所に相談する 障害者のしおり P.11
- ④障害者基幹相談支援センターに相談する 障害者のしおり P.12

相談するときには、対象児童の居住地、通っている学校（保育園）、学校（保育園）や家庭での生活の状況といった基本的な情報に加え、目標としていること、問題となっていること、放課後等デイ（児童発達支援）での課題設定や、療育内容などの情報提供をお願いします